

### 【前期第4問】

Xは東京都T市H町にて中華料理店を経営していた。(以下、甲店とする)昭和58年9月頃、甲店の収益が伸び悩み、経営不振に陥ったことから、Xは甲店の宣伝・集客増加を目的として百円紙幣(日本銀行券)と同寸大、同図案かつほぼ同色のデザインとしたうえ、左右2箇所小さく「クーポン券」と赤い文字で記載し、裏面には広告を記載した「サービス券A」を写真製版所に印刷させた。

サービス券A作成前、製版所側からの指摘もあり、Xは知り合いのK巡査(防犯課保安係)を訪ね、同人およびその場にいた同課防犯係長に相談したところ、同人から紙幣と紛らわしいものを作ることは何らかの法律に違反するかもしれないことを告げられ、サービス券に「見本」「サービス券」と印字するなどサービス券を真券と紛らわしくならないようなものとするのを助言された。しかし、その際のKらの態度が「Xさんこれはすごい！商売繁盛間違いなしだ！」「裏面は紙幣のデザインとは違うし、まっ、問題ないでしょう！」などという好意的なものであり、同助言も断定的、具体的とは言えなかったことから同助言を重大視せず、当時百円紙幣が市中に流通することは全くないし、表面の印刷が百円紙幣と紛らわしいものであったとしても表裏を全体としてみるならば問題にならないのではないかと考え、さらに助言に従い表面に「クーポン券」の文字を入れたデザインにしていたこともあり、処罰されるようなことはあるまいと楽観し、警察官らに提示する前となんら変わりのない「サービス券A」の作成に及んだ。

Xの罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁昭和62年7月16日第一小法廷決定

### 【参考条文】

通貨及証券模造取締法第1条

貨幣、政府発行紙幣、銀行紙幣、兌換銀行券、国債証券及地方債証券ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ製造シ又ハ販売スルコトヲ得ス

通貨及証券模造取締法第2条

前条ニ違犯シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス